

第67号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。